

「消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務における民間競争入札実施要項(案)」に対する意見募集への回答及び対応(案)

意見募集期間:平成30年3月15日(木)～平成30年4月4日(水)

項	資料名	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
1	消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務における民間競争入札実施要項(案)	(4)平成28・29・30年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、A又はBの等級に格付けされ競争参加資格を有する者であること(「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」又は「その他」に登録している者であること。)	現在、参加資格にて全省統一資格の等級がAランク、Bランクをご指定されておりますが、実施要項並びに仕様書に作業内容は、実績を持った小規模事業者でも可能ですので、「役務の提供等」においての等級をD等級まで拡充を希望します。	ご意見を踏まえ、参加資格を全省統一資格のAからD等級までとします。 この参加資格の拡大に伴い、本運用支援業務を長期間に渡って滞りなく遂行頂くことの実現性を予め確認することを目的に、運用支援業務入札実施要領の入札参加資格に関する事項に、『運用支援実施計画書』(現在は、仕様書に契約後2週間以内に提示と記載されています)の案の事前提出を求め、その妥当性が確認できた事業者に応札参加資格を付与する旨、追記します。	有	・入札実施要項 <修正前> (4)平成28・29・30年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、 <u>A又はBの等級</u> に格付けされ競争参加資格を有する者であること <修正後> (4)平成28・29・30年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、A、B、CまたはDの等級に格付けされ競争参加資格を有する者であること ・適合証明書 <追加> 「運用支援実施計画書(案)を作成し、提出をすること。」
2	消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務における民間競争入札実施要項(案)	(11)セキュリティ管理体制について、本業務を統括管理する部門がISO/IEC27001又は同程度の公的認証を取得していること。	セキュリティ管理体制について、本業務を統括管理する部門がISO/IEC27001又は同程度の公的認証を取得していること。を要求しておりますが主業務の実施場所は貴庁内であることを考慮すると公的認証以外に「自社にて同等の情報セキュリティ管理体制の構築及び運用を確立している事」を追加してご考慮頂くのが適当ではと考えます。	ご意見を踏まえ、『ISO/IEC27001又は同程度の公的認証を取得していること、又は同等の情報セキュリティ管理体制の構築及び運用を確立している事。公的認証機関の証明書が提示できない場合は、ISO/IEC27001の規格要求事項に準じているかの確認のために、計画書、運用実績、パフォーマンス評価がわかるドキュメントを提出すること。』に変更します。	有	・入札実施要項 <修正前> (11)セキュリティ管理体制について、本業務を統括管理する部門がISO/IEC27001又は同程度の公的認証を取得していること。 <修正後> (11)以下が確認できる適合証明書を期限までに提出し、事前審査を受けること。 ア 運用支援実施計画書(案) イ 仕様書に示された第5章 第2節 作業責任者及び作業要員に求め要件 ウ 仕様書に示された第8章 入札参加資格に関する事項 ・適合証明書 <追加> 設計・開発・構築等業務及び運用業務の実施部門が、情報セキュリティマネジメントシステム(Information Security Management System:ISMS)適合性評価制度における認証(ISO/IEC 27001:2014等)を取得していること、又は同等の情報セキュリティ管理体制の構築及び運用を確立している事。公的認証機関の証明書が提示できない場合は、ISO/IEC27001の規格要求事項に準じているかの確認のために、計画書、運用実績、パフォーマンス評価がわかるドキュメントを提出すること。

項	資料名	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
3	消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務における民間競争入札実施要項（案）	(12) 個人情報管理体制について、プライバシーマーク付与認定を取得していること。	プライバシーマーク付与認定を取得していること。を要求しておりますが上項番2と同様に主業務の実施場所は貴庁内であることを考慮すると公的認証以外に「自社にて同等の個人情報管理体制の構築及び運用を確立している事」を追加してご考慮頂くのが適当ではと考えます。	本件該当の個人情報としては職員の情報を取り扱う事となりますが、本実施要領及び仕様書を拝見した上では、その収集した個人情報の管理を目的とした業務では無いとの認識から、同等の管理体制又は取扱規定を構築・確立している事で、個人情報の漏洩リスクは回避できるものと考えます。	有	・入札実施要項 <修正前> (12) 個人情報管理体制について、プライバシーマーク付与認定を取得していること。 <修正後> (12) 削除
4	消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務における民間競争入札実施要項（案）	(13) 品質管理体制について、ISO9001又は同程度の公的認証を取得していること。	品質管理体制について、ISO9001又は同程度の公的認証を取得していること。を要求しておりますが、確かに作成される資料や実施する作業に関する品質は担保される必要がありますが、ISO9001や同等の公的認証までを要求するのは高過ぎると感じます。	ご意見を踏まえ、『ISO9001又は同程度の公的認証を取得していること、又同程度の品質管理体制の構築及び運用を確立している事。公的認証機関の証明書が提示できない場合は、ISO9001の規格要求事項に準じているか確認のために、品質マネジメントシステム、運用実績がわかるドキュメントを提出すること。』に変更します。	有	・入札実施要項 <修正前> (13) 品質管理体制について、ISO9001又は同程度の公的認証を取得していること。 <修正後> (11) 以下が確認できる適合証明書を期限までに提出し、事前審査を受けること。 ア 運用支援実施計画書(案) イ 仕様書に示された第5章 第2節 作業責任者及び作業要員に求め要件 ウ 仕様書に示された第8章 入札参加資格に関する事項 ・適合証明書 <追加> 設計・開発・構築等業務の実施部門が、品質マネジメントシステムである ISO 9001:2008 認証を取得していること、又同程度の品質管理体制の構築及び運用を確立している事。公的認証機関の証明書が提示できない場合は、ISO9001の規格要求事項に準じているか確認のために、品質マネジメントシステム、運用実績がわかるドキュメントを提出すること。
5	消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務における民間競争入札実施要項（案）	(14) 環境管理体制について、ISO14001又は同程度の公的認証を取得していること。	実施要項等にて、ほぼ全ての実業務が貴庁内部にて実施する事から請負事業者側に環境管理体制についてのISO14001又は同程度の公的認証までの要求が高過ぎるような気がします。	ISO14001等につきましては、請負事業者側にて実業務が実施される場合有効な条件と考えております。しかしながら、実施要領及び仕様書からも判るように要員数も数名である事と合わせて主業務実施場所が当庁内で業務を行なう事を考えると、ISO14001環境管理体制の取得を必須とするレベルでは必要としないと判断しました。	有	・入札実施要項 <修正前> (14) 環境管理体制について、ISO14001又は同程度の公的認証を取得していること。 <修正後> (14) 削除

項	資料名	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
6	消費者庁ネットワークシステムの運用支援業務に係る仕様書	2 受託実績 (1) 障害等による中断が許されない基幹業務において、500台以上のネットワーク機器の構築・運用・保守の実績を有すること。	「障害等による中断が許されない基幹業務における500台以上のネットワーク機器の構築・運用・保守の実績を有すること」を求めています。ネットワーク機器の構築保守についての要求部分については、余りにも範囲が拡大したものと考えます。「障害等による中断が許されない基幹業務における500台以上の端末が接続したネットワークの運用実績を有すること」にご考慮頂くのが相当ではないかと考えます。	ご意見を踏まえ、「障害等による中断が許されない基幹業務において、500台以上の端末が接続したネットワークの運用・保守の実績を有すること」に変更します。	有	・仕様書 <修正前> 3 受託実績 (1) 障害等による中断が許されない基幹業務において、500台以上のネットワーク機器の構築・運用・保守の実績を有すること。 <修正後> (1) 障害等による中断が許されない基幹業務において、500台以上の端末が接続したネットワークの運用・保守の実績を有すること。
7	消費者庁ネットワークシステムの運用支援業務に係る仕様書	2 受託実績 (2) 利用者数及び拠点数が、本調達と同等規模以上のネットワーク(LAN)システムの更改において、設計・開発・構築等業務及び運用業務を実施した経験を複数有していること。	「本調達と同等規模以上のネットワーク(LAN)システムの更改において、設計・開発・構築等業務及び運用業務を実施した経験を複数有していること」との要件について設計・開発・構築までを要求するのは、余りにも範囲が拡大したものと考えます。	ご意見を踏まえ、要求要件を以下の通り見直します。 ・本項から本要求要件を削除。 ・「第2節 作業責任者及び作業要員に求める要件」において、「(1) 要員の中に運用管理ツールを利用した運用経験を1年以上の有する者を1名以上含めること。」に変更します。	有	・仕様書 <修正前> 3 受託実績 (2) 利用者数及び拠点数が、本調達と同等規模以上のネットワーク(LAN)システムの更改において、設計・開発・構築等業務及び運用業務を実施した経験を複数有していること。 <修正後> (2) 利用者数及び拠点数が、本業務と同等規模のネットワーク(LAN)システム又は同等規模のVDIクライアント端末台数500台程度、且つ仮想化システム基盤の元請での運用・保守業務の実績を有していること。 ・適合証明書にも修正後の内容を記載
8	消費者庁ネットワークシステムの運用支援業務に係る仕様書	2 受託実績 (3) 利用者数が、本調達と同等規模以上のセキュリティシステムの更改において、設計・開発・構築等業務及び運用業務を実施した経験を複数有していること。	本調達と同等規模以上のセキュリティシステムの更改において、設計・開発・構築等業務を実施した経験を複数有していること」との要件についての部分は、余りにも範囲が拡大したものと考えます。「本調達と同等規模のネットワーク(LAN)システム又は同等規模のVDIクライアント端末台数500台程度、且つ仮想化システム基盤の元請での運用業務実績を有している事」が適切と考えます。	ご意見を踏まえ、「本調達と同等規模のネットワーク(LAN)システム又は同等規模のVDIクライアント端末台数500台程度、且つ仮想化システム基盤の元請での運用・保守業務の実績を有している事」に変更します。	有	・仕様書 <修正前> 3 受託実績 (3) 利用者数が、本調達と同等規模以上のセキュリティシステムの更改において、設計・開発・構築等業務及び運用業務を実施した経験を複数有していること。 <修正後> (3) 利用者数及び拠点数が、本業務と同等規模のネットワーク(LAN)システム又は同等規模のVDIクライアント端末台数500台程度、且つ仮想化システム基盤の元請での運用・保守業務の実績を有していること。 ・適合証明書にも修正後の内容を記載

項	資料名	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
9	消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務における民間競争入札実施要項（案）	9 本業務の請負事業者が、当庁に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負事業者が講ずべき措置に関する事項	<p>キ 機器更新等の際における民間事業者への措置 当庁は、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。</p> <p>(ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき (ウ) 当庁の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき</p> <p>とありますが、上記要件は請負者の責めによる場合を除き、業務量の変動が生じる、または、変動が見込まれるすべての場合を想定した項目との理解でよろしいでしょうか。 その場合、(ア)から(ウ)以外の場合もあるかと存じます。また、協議に必要な情報が不明確ですので、以下の要件の追記をご検討頂けないでしょうか。</p> <p>(エ) その他環境の変化等により、契約時点で現行契約の実績から見込まれた業務量と比べ、次期契約期間中の実績対応件数や対応時間等から業務量の変動が明らかであるとき</p>	<p>ご意見を踏まえ、「(エ) その他環境の変化等により、契約時点で現行契約の実績から見込まれた業務量と比べ、次期契約期間中の実績対応件数や対応時間等から業務量の変動が明らかであるとき」を追加します。</p>	有	<p>・入札実施要項 <修正前> キ 機器更新等の際における民間事業者への措置 (エ) なし <修正後> (エ) その他環境の変化等により、契約時点で現行契約の実績から見込まれた業務量と比べ、次期契約期間中の実績対応件数や対応時間等から業務量の変動が明らかであるとき</p> <p>・適合証明書にも修正後の内容を記載</p>
10	消費者庁ネットワークシステムの運用支援業務に係る仕様書	第2節 作業要員に求める要件	<p>1 作業責任者に求める要件 (3) 運用支援業務に従事する作業要員は、ITIL Foundationの合格者又は、これらと同等の技術水準を満たすこと。</p> <p>とありますが、作業要員ではなく、作業責任者に求める要件という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通りです。 『(3) 運用支援業務に従事する作業要員の責任者は、ITIL Foundationの合格者又は、これらと同等の技術水準を満たすこと。』に変更します。</p>	有	<p>・仕様書 <修正前> 第2節 作業要員に求める資格等の要件 1 作業責任者に求める要件 (3) 運用支援業務に従事する作業要員は、ITIL Foundationの合格者又は、これらと同等の技術水準を満たすこと。 <修正後> 第2節 作業責任者及び作業要員に求める資格等の要件 1 作業責任者に求める要件 (3) 本業務に従事する作業責任者は、ITIL Foundationの合格者又は、これらと同等の技術水準を満たすこと。</p> <p>・適合証明書にも修正後の内容を記載</p>

項	資料名	項目	意見等	回答	修正有無	修正内容
11	消費者庁ネットワークシステムの運用支援業務に係る仕様書	第2節 作業要員に求める要件	<p>2 作業要員に求める要件</p> <p>3) 運用支援業務に従事する作業要員は、「第10章 附属文書 第1節 要件定義書 第2章 第3節 2 運用支援業務」に記載の作業を1年以上経験があること。</p> <p>とありますが、以下の要件への変更をご検討頂けないでしょうか。</p> <p>3) 運用支援業務に従事する体制において、「第10章 附属文書 第1節 要件定義書 第2章 第3節 2 運用支援業務」に記載する作業を実施可能であることを、体制表、経験、スキル表等により証明できること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「3) 運用支援業務に従事する体制において、「第10章 附属文書 第1節 要件定義書 第2章 第3節 2 運用支援業務」に記載する作業を実施可能であることを、体制表、経験、スキル表等により証明できること。」に変更します。</p>	有	<p>・仕様書</p> <p><修正前></p> <p>第2節 作業要員に求める資格等の要件</p> <p>2 作業要員に求める要件</p> <p>(3) 運用支援業務に従事する作業要員は、「第10章 附属文書 第1節 要件定義書 第2章 第3節 2 運用支援業務」に記載の作業を1年以上経験があること。</p> <p><修正後></p> <p>第2節 作業責任者及び作業要員に求める資格等の要件</p> <p>2 作業要員に求める要件</p> <p>(2) 本業務に従事する作業要員は、「第10章 附属文書 第1節 要件定義書 第2章 第3節 2 運用支援業務」に記載の作業を1年以上経験があることを、体制表、経験、スキル表等により証明できること。</p> <p>・適合証明書にも修正後の内容を記載</p>